

〔平成25年9月2日(月)13:00 経営会議〕

平成25年第3回市議会定例会に付議する案件

条例改正案件	4件
単行案件	1件
報告案件	2件
補正予算案件	3件
決算認定案件	10件
人事案件	2件
計	22件

《条例改正案件・単行案件・報告案件》

(総務部)

〈報告案件〉

◆平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件

平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するもの。

1 健全化判断比率 (単位：%)

指標名	平成24年度決算値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	13.43	20.00
連結実質赤字比率	7.74	18.43	30.00
実質公債費比率	22.0	25.0	35.0
将来負担比率	213.4	350.0	

2 資金不足比率 (単位：%)

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
市立美唄病院事業会計	79.0	20.0
美唄市水道事業会計	—	20.0
美唄市工業用水道事業会計	—	20.0
美唄市下水道会計	—	20.0

※「—」は資金不足額のない会計を表す。

〈条例改正案件〉

◆美唄市給与条例の一部改正の件

平成24年の人事院勧告により、世代間の給与配分を適正化する観点から、50歳台後半層における給与水準の上昇をより抑えるため、55歳を超える職員の昇給を停止する内容の改正を行うもの。また、平成26年4月に言語聴覚士を採用する予定であることから、適用する給料表を規定する。

＜改正内容＞

- ・ 55歳を超える職員(労務職は57歳超、医師は60歳超)の昇給を停止するように規定する。(第14条関係)
- ・ 医療技術職である言語聴覚士について、適用する給料表を医療職給料表(二)として規定する。(別表第3関係)

●施行期日 平成26年1月1日(給料表を規定する改正は平成26年4月1日)

◆美唄市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正の件

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44号)の制定により、地方公務員法(昭和25年法律第261号)が改正され、修学部分休業の期間の上限については、地域の実情に応じて条例で定めるとされたことに伴う改正のほか、修学部分休業取得中の給与の規定に関し、必要な改正を行うもの。

＜改正内容＞

- ・ 修学部分休業の期間の上限を現行同様の2年とする。(第2条関係)
- ・ 修学部分休業取得中の給与の規定に関し、減額する給与に、教職調整額、地域手当及び義務教育等教員特別手当を追加する。(第3条関係)

●施行期日 平成26年4月1日

(市 民 部)

〈条例改正案件〉

◆美唄市国民健康保険条例の一部改正の件

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第11条の規定により設置されている美唄市国民健康保険運営協議会の委員の定数については、被保険者数の規模で比較すると、他市と比べて多い状況にあることから、委員定数を見直すもの。

＜改正内容＞

- ・ 委員定数を12人から9人に見直す。(第2条関係)

(旧)	(新)
美唄市国民健康保険条例(抜粋) (国民健康保険運営協議会の委員の定数) 第2条 国民健康保険運営協議会の委員の定数は次の各号に定めるところによる。 (1)被保険者を代表する委員 <u>4人</u> (2)保険医又は保険薬剤師を代表する委員 <u>4人</u> (3)公益を代表する委員 <u>4人</u>	美唄市国民健康保険条例(抜粋) (国民健康保険運営協議会の委員の定数) 第2条 国民健康保険運営協議会の委員の定数は次の各号に定めるところによる。 (1)被保険者を代表する委員 <u>3人</u> (2)保険医又は保険薬剤師を代表する委員 <u>3人</u> (3)公益を代表する委員 <u>3人</u>

●施行期日 公布の日

◆美唄市税条例の一部改正の件

地方税法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第173号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成25年総務省令第66号)が平成25年6月12日に公布され、一部を除き、同日付けで施行されたことから、美唄市税条例について必要な改正を行うもの。

<改正内容>

1 市民税

- ・年金所得者が市町村の区域外に転出した場合も特別徴収を継続できることとした。(第50条の7関係)
- ・公的年金の支払をする際に徴収する仮特別徴収税額を、年金所得者の公的年金に係る前年度分の個人住民税の2分の1に相当する額とした。(第50条の10関係)
- ・上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例(附則第19条の2)の新設に伴い、引用条項を追加した。(附則第12条の4関係)
- ・上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴い、条文を整理した。(附則第15条関係)
- ・株式等に係る譲渡所得等の分離課税を、一般株式等と上場株式等の分離課税に改組したことに伴い、条文を整理した。(附則第19条関係)
- ・上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴い、条文を新設した。(附則第19条の2関係)
- ・課税標準の計算の細目を定める等の各条文について、法令の改正に伴い削除した。(附則第19条の3から附則第19条の6まで、附則第19条の8、附則第19条の8の3関係)
- ・上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴い、条文を整理した。(附則第19条の8の2関係)

2 国民健康保険税

- ・上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対

象に追加されたことに伴い、条文を整理した。(附則第25条、附則第27条の3、附則第27条の8関係)

- ・株式等に係る譲渡所得等の分離課税を、一般株式等と上場株式等の分離課税に改組したことに伴い、条文を整理した。(附則第27条の5関係)
- ・上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴い、条文を新設した。(附則第27条の5の2関係)
- ・課税標準の計算の細目を定める等の各条文について、法令の改正に伴い削除した。(附則第27条の6、附則第27条の7、附則第27条の9、附則第27条の13関係)
- ・条約適用配当等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴い、条文を整理した。(附則第27条の10、附則第27条の11、附則第27条の12関係)

●施行期日 一部を除き、公布の日

〈単行案件〉

◆北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の件

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の一部改正等に伴い、外国人登録原票が廃止され、外国人住民は住民基本台帳の適用対象に加えられたことから、構成市町村が負担する共通経費の人口割に係る規定について、必要な変更を行うもの。

＜改正内容＞

- ・構成市町村の人口割による負担金額の算出項目から、外国人登録原票を削る。(別表第2関係)

●施行期日 北海道知事への届出をした日

(病院事務局)

〈報告案件〉

◆平成24年度決算における市立美唄病院経営健全化計画の実施状況報告の件

平成24年度決算における市立美唄病院経営健全化計画の実施状況について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第24条において準用する同法第6条第1項の規定により報告するもの。

●報告内容 経営会議資料

《補正予算案件》

(総務部)

◆平成25年度美唄市一般会計補正予算(第4号)

補正内容 経営会議資料

(市民部)

◆平成25年度美唄市国民健康保険会計補正予算(第1号)

補正内容 経営会議資料

(保健福祉部)

◆平成25年度美唄市介護保険会計補正予算(第1号)

補正内容 経営会議資料

《決算認定案件》

(総務部)

◆平成24年度美唄市一般会計決算認定の件

(歳入)	(歳出)	(差引き)
16,084,575,812円	16,026,898,533円	57,677,279円

(市民部)

◆平成24年度美唄市民バス会計決算認定の件

(歳入)	(歳出)	(差引き)
41,897,720円	41,897,720円	0円

◆平成24年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件

(歳入)	(歳出)	(差引き)
3,880,253,181円	3,771,144,177円	109,109,004円

◆平成24年度美唄市後期高齢者医療会計決算認定の件

(歳入)	(歳出)	(差引き)
741,932,346円	740,297,716円	1,634,630円

(都市整備部)

◆平成24年度美唄市下水道会計決算認定の件

(歳入)	(歳出)	(差引き)
2,004,771,341円	2,004,771,341円	0円

(保健福祉部)

◆平成24年度美唄市介護保険会計決算認定の件

(歳入)	(歳出)	(差引き)
2,564,867,942円	2,564,307,306円	560,636円

◆平成24年度美唄市介護サービス事業会計決算認定の件

(歳入)	(歳出)	(差引き)
232,064,420円	208,590,889円	23,473,531円

(病院事務局)

◆平成24年度市立美唄病院事業会計決算認定の件

収益的収入	1,749,458,093円
収益的支出	1,370,470,075円
差 引 き	378,988,018円

資本的収入	30,093,000円
資本的支出	165,922,261円
差 引 き	△135,829,261円

(都市整備部)

◆平成24年度美唄市水道事業会計決算認定の件

収益的収入	498,880,205円
収益的支出	584,245,207円
差 引 き	△85,365,002円

資本的収入	192,892,942円
資本的支出	396,413,169円
差 引 き	△203,520,227円

◆平成24年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件

収益的収入	28,077,650円
収益的支出	35,099,299円
差 引 き	△7,021,649円

資本的収入	8,175,135円
資本的支出	22,098,640円
差 引 き	△13,923,505円

《人事案件》

◆美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件

(三宅 雅登 委員 任期限 平成25年11月10日)

◆美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件

(三浦 洋嗣 委員 任期限 平成25年11月10日)

日程(予定)

9月2日(月) 経営会議	19日(木)
3日(火)	20日(金)
4日(水)	21日(土)
5日(木)	22日(日)
6日(金)	23日(月)
7日(土)	24日(火)
8日(日)	25日(水)
9日(月)	26日(木)
10日(火)	27日(金)
11日(水)	28日(土)
12日(木)	29日(日)
13日(金)	30日(月)
14日(土)	10月1日(火)
15日(日)	2日(水)
16日(月)	3日(木)
17日(火)	4日(金)
18日(水)	5日(土)

平成 24 年度決算における市立美唄病院経営健全化計画の実施状況報告

1 計画と具体的な措置の状況

(1) 収入増加の方策

(単位：千円)

項 目	実施 状況	計 画	実 績	増 減	実施内容等
内科医師確保による診療体制の充実	実施	30,455	87,350	56,895	内科医師確保に伴う、入院患者数の増
療養病床の効果的な運営	実施	36,025	△9,036	△45,061	医療ソーシャルワーカーを継続配置
透析患者の受入れ	実施	47,413	72,272	24,859	患者数及び単価の増
CT、MRI 等受託検査	実施	1,116	1,022	△94	受託件数の減
国民健康保険の特定健診受託	実施	2,984	259	△2,725	受託件数の減

(2) 費用削減の方策

(単位：千円)

項 目	実施 状況	計 画	実 績	増 減	実施内容等
嘱託職員などの活用	実施	13,200	7,879	△5,321	看護部嘱託職員 4 名分
給与の削減	実施	58,560	55,398	△3,162	医師を除く職員給与費削減 (平均 14.3%)
給与制度見直し (住宅手当)	実施	786	2,009	1,223	持ち家住宅手当廃止 (H23.10～)
費用の縮減 (看護師宿舎の燃料費)	実施	1,924	2,348	424	ボイラー使用休止
業務委託内容の見直し検討	実施	清掃等委託業務内容の見直しの実施 (継続)			
薬品及び診療材料等の縮減を図るための調査・検討	実施	全国自治体病院協議会が行った医薬品の共同購入事業に係る調査検討に賛同したが、実施時期が延期となっている。			

(3) 一般会計からの繰り入れ

(単位:千円)

項 目	実施 状況	計 画	実 績	増 減	実施内容等
資金不足解消等のための 一般会計からの繰り入れ額	実施	209,000	359,000	150,000	特例債償還元金 (119,874) 不良債務解消分 (239,126)

2 資金不足額解消の状況

(単位:千円)

年度 区分	計画初年度 の前年度	計画初年度 (平成 21 年度)	平成 22 年度 (第 2 年度)	平成 23 年度 (第 3 年度)
当初計画 A		12,769	△87,160	54,438
解消実績額 B		37,901	△48,522	260,826
現在計画 C		—	△87,160	54,438
B-A 又は C-A		25,132	38,638	206,388
資金不足額	1,492,513	1,454,612	1,503,134	1,242,308

年度 区分	平成 24 年度 (第 4 年度)	平成 25 年度 (第 5 年度)	平成 26 年度 (第 6 年度)	平成 27 年度 (第 7 年度)
当初計画 A	145,916	435,886	565,742	373,920
解消実績額 B	283,659	—	—	—
現在計画 C	145,916	435,886	565,742	373,920
B-A 又は C-A	137,743	0	0	0
資金不足額	958,650	660,506	94,764	—

3 資金不足比率の状況

(単位:%)

年 度 資金不足比率	計画初年度の 前年度	計画初年度 (平成 21 年度)	平成 22 年度 (第 2 年度)	平成 23 年度 (第 3 年度)
	実績値	計画値 実績値	計画値 実績値	計画値 実績値
資金不足比率	134.0	115.8 113.6	120.1 126.9	115.6 100.8

年 度 資金不足比率	平成 24 年度 (第 4 年度)	平成 25 年度 (第 5 年度)	平成 26 年度 (第 6 年度)	平成 27 年度 (第 7 年度)
	計画値 実績値	計画値 実績値	計画値 実績値	計画値 実績値
資金不足比率	104.6 79.1	71.2 —	27.9 —	△0.7 —

4 その他経営の健全化に必要な事項の措置の状況

(1) 市民に信頼される病院づくりと新たな方策の取り組み

項 目	実施 状況	実 施 内 容 等
院内ワークショップの設置	実施	・平成 23 年 8 月に設置し、以下の内容について検討 ①院内における携帯電話の使用 ②意見箱の見直し ③地域に出向く事業 会議開催 6 回
各種研修会への参加 院内研修の充実	実施	・研修会等への参加 63 回 人数 100 人 ・院内研修の実施 11 回 人数 208 人
市民対象健康講座等の開催	実施	・市民健康講座の開催 2 回 人数 80 人
病院情報の発信	実施	・「病院トピックス」の発行 6 回
病院スペースの開放及び患者サービス向上への取り組み	実施	・がん患者と家族の会の活動支援のために会議室等を開放 12 回 ・透析患者でつくる美唄腎友会への会議室開放及び活動支援 6 回 ・ロビーコンサートの開催 2 回 人数 103 人 ・院内絵画展の開催 1 回 ・看護の日記念事業 短歌・俳句の展示 1 回 ・「親と子のふれあいまつり」の開催 1 回 35 人

(2) 果たすべき役割の検証及び経営形態の見直し

項 目	実施 状況	実 施 内 容 等
地域医療庁内検討委員会及び美唄市地域医療に関する懇談会の開催	実施	・平成 24 年度、「美唄市地域医療体制のあり方検討委員会」で出された意見等を踏まえて、「地域医療提供体制ビジョン」を策定した。

(1) 収益の収支

(単位: 千円、%)

		24年度			主な増減理由
		計画	実績	増減	
収 入	1. 医 業 収 益 a	1,306,312	1,211,726	△ 94,586	
	(1) 料 金 収 入	1,178,912	1,029,958	△ 148,954	
	入 院 収 益	585,903	481,009	△ 104,894	入院患者数の減
	外 来 収 益	593,009	548,949	△ 44,060	外来患者数の減
	(2) そ の 他	127,400	181,768	54,368	
	うち他会計負担金	100,000	139,824	39,824	
	うち基準内繰入金	100,000	139,824	39,824	
	2. 医 業 外 収 益	154,590	175,941	21,351	
	(1) 他 会 計 負 担 金	63,772	90,697	26,925	
	うち基準内繰入金	63,772	90,697	26,925	
	(2) 他 会 計 補 助 金	79,318	76,069	△ 3,249	
	そ の 他	79,318	76,069	△ 3,249	
	(3) 国 (県) 補 助 金		2,216	2,216	小児救急補助金の増
	(4) そ の 他	11,500	6,959	△ 4,541	
	経 常 収 益 (A)	1,460,902	1,387,667	△ 73,235	
支 出	1. 医 業 費 用 b	1,380,318	1,325,079	△ 55,239	
	(1) 職 員 給 与 費	818,709	776,487	△ 42,222	中途退職等に伴う給与費の減
	基 本 給	379,715	352,849	△ 26,866	
	そ の 他	438,994	423,638	△ 15,356	
	(2) 材 料 費	197,146	179,611	△ 17,535	患者数減に伴う減
	うち薬品費	93,933	95,235	1,302	
	(3) 経 費	323,718	325,893	2,175	
	うち委託料	74,680	66,396	△ 8,284	清掃等業務委託入札減等
	(4) 減 価 償 却 費	38,395	40,003	1,608	
	(5) そ の 他	2,350	3,085	735	
	2. 医 業 外 費 用	45,984	39,366	△ 6,618	
	(1) 支 払 利 息	24,979	20,435	△ 4,544	
	うち一時借入金利息	19,150	14,949	△ 4,201	借入利率の減
	(2) そ の 他	21,005	18,931	△ 2,074	
	経 常 費 用 (B)	1,426,302	1,364,445	△ 61,857	
経 常 損 益 (A)-(B) (C)		34,600	23,222	△ 11,378	
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)	209,000	359,269	150,269	
	うち他会計繰入金	209,000	359,000	150,000	一般会計繰入金の増
	2. 特 別 損 失 (E)	300	3,591	3,291	
	特 別 損 益 (D)-(E) (F)	208,700	355,678	146,978	
純 損 益 (C)+(F)		243,300	378,900	135,600	
累 積 欠 損 金 (G)		3,666,652	3,265,901	△ 400,751	
流 動 資 産 (I)		221,886	188,951	△ 32,935	
うち未収金		196,485	162,004	△ 34,481	
流 動 負 債 (I)		1,588,436	1,147,601	△ 440,835	
うち一時借入金		1,530,000	1,080,000	△ 450,000	
うち未払金		52,242	61,664	9,422	
単 年 度 資 金 収 支 額		145,916	283,659	137,743	
累 積 欠 損 金 比 率 $\frac{(G)}{a} \times 100$		280.7	269.5	△ 11.2	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$		94.6	91.4	△ 3.2	
地方財政法施行令第19条第1項 (H) により算定した資金の不足額		1,731,238	1,323,339	△ 407,899	
地方財政法による (H) 資金不足の比率 $\frac{(H)}{a} \times 100$		132.5	109.2	△ 23.3	
健全化法施行令第16条により算定した (I) 資金の不足額		1,366,550	958,650	△ 407,900	
健全化法施行規則第6条に規定する (J) 解消可能資金不足額		364,688	364,689	1	
健全化法施行令第17条により算定した (K) 事業の規模		1,306,312	1,211,726	△ 94,586	
健全化法第22条により算定した (I) 資金不足比率 $\frac{(I)}{(K)} \times 100$		115.6	79.1	△ 36.5	

(2) 資本的収支

(単位：千円、%)

		24年度			主な増減理由
		計画	実績	増減	
収入	1. 企業債				
	2. 他会計出資金	30,093	30,093	0	
	3. 他会計負担金				
	4. 他会計借入金				
	5. 他会計補助金				
	6. 国（県）補助金				
	7. 工事負担金				
	8. 固定資産売却代金				
	9. その他				
	収入計 (a)	30,093	30,093	0	
	うち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (b)				
支出	前年度同意等債で当年度借入分 (c)				
	純計(a)－{(b)+(c)} (A)	30,093	30,093	0	
	1. 建設改良費			0	
	2. 企業債償還金	165,922	165,922	0	
	うち建設改良のための企業債分	46,048	46,048	0	
	3. 他会計長期借入金返還金				
	4. その他				
	支出計 (B)	165,922	165,922	0	
	差引不足額 (B)－(A) (C)	135,829	135,829	0	
	補てん財源				
	1. 損益勘定留保資金				
補てん財源	2. 利益剰余金処分量				
	3. 繰越工事資金				
	4. その他				
	計 (D)	0	0	0	
	補てん財源不足額 (C)－(D) (E)	135,829	135,829	0	
	当年度許可債で未借入又は未発行の額 (F)				
	実質財源不足額 (E)－(F)	135,829	135,829	0	
	他会計借入金残高 (G)				
	企業債残高 (H)	482,343	482,343	0	

(3) 一般会計からの繰入金

(単位：千円)

		24年度			主な増減理由
		計画	実績	増減	
収益的収支		(89,126) 452,090	(239,126) 665,590	(150,000) 213,500	一般会計繰入金の増
資本的収支		30,093	30,093	0	
合計		(89,126) 482,183	(239,126) 695,683	(150,000) 213,500	

※ () 内はうち基準外繰入金額